

令和2年 壱岐市議会定例会 6月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

令和2年6月11日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	15番 赤木 貴尚 1番 中原 正博	
日程第2	審議期間の決定	14日間 決定	
日程第3	諸般の報告	議長 報告	
日程第4	所信表明	市長 説明	
日程第5	報告第4号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第6	報告第5号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について	保健環境部長 説明
日程第7	報告第6号	令和元年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第8	報告第7号	令和元年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第9	報告第8号	令和元年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第10	議案第34号	長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について	保健環境部長 説明
日程第11	議案第35号	壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第12	議案第36号	壱岐市税条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第13	議案第37号	壱岐市手数料条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第14	議案第38号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第15	議案第39号	壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第16	議案第40号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第17	議案第41号	壱岐市へき地診療所条例の廃止について	保健環境部長 説明

日程第18	議案第42号	損害賠償の額の決定について	教育次長	説明
日程第19	議案第43号	老岐市地域防災計画の修正について	総務部長	説明
日程第20	議案第44号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	企画振興部長	説明
日程第21	議案第45号	市道路線の認定について	建設部長	説明
日程第22	議案第46号	市道路線の廃止について	建設部長	説明
日程第23	議案第47号	令和2年度老岐市一般会計補正予算（第4号）	財政課長	説明
日程第24	議案第48号	令和2年度老岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長	説明
日程第25	陳情第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情		

---

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

---

出席議員（16名）

1番 中原 正博君	2番 山川 忠久君
3番 山内 豊君	4番 植村 圭司君
5番 清水 修君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	8番 音嶋 正吾君
9番 小金丸益明君	10番 町田 正一君
11番 鵜瀬 和博君	12番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 赤木 貴尚君	16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

沓岐新報社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

今期定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたしております。議場での服装につきましては、上着、ネクタイ等の着用は各位の判断に任せることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、令和2年度沓岐市採用職員の傍聴を、研修の一環ということで許可をしておりますので、併せて御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和2年沓岐市議会定例会6月会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、赤木貴尚議員、1番、中原正博議員を指名いたします。

---

**日程第2. 審議期間の決定**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

6月会議の審議期間につきましては、去る6月9日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和2年壱岐市議会定例会6月会議の審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信のとおり、本日から6月24日までの14日間と申合わせをいたしました。

なお、議案第47号につきましては、予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。6月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月24日までの14日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の審議期間は、本日から6月24日までの14日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年壱岐市議会定例会6月会議に提出され、受理した議案等は20件、陳情等1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。これまで、令和2年度長崎県市議会議長会定期総会、九州市議会議長会第5回理事会、第95回九州市議会議長会定期総会及び全国市議会議長会第96回定期総会が、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、書面会議で行われました。

長崎県市議会議長会による長崎県関係国会議員等への要望活動については、要望書を郵送する方法で行いました。壱岐市からは、離島航路における海上高速交通体系の維持、空港の整備等についての2項目の要望をいたしました。

全国市議会議長会より永年勤続功労として、本市から正副議長4年以上で、小金丸益明議員が表彰されましたので、御報告を申し上げますとともに、この後、伝達をしたいと思います。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会 6 月会議において、議案等説明のため、白川市長をはじめ、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

○事務局長（吉井 弘二君） ここで、全国市議会議長会より議員の永年勤続功労として、本市の小金丸益明議員に賞状の伝達がありましたので、御紹介申し上げます。

小金丸益明議員は、議長を 2 年、副議長を 2 年歴任されており、正副議長 4 年の表彰を受けられましたことを御報告申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、ただいまから表彰状の伝達式を行います。

受賞者の名前を事務局長に読み上げさせますので、受賞者は演壇の前にお進みください。

○事務局長（吉井 弘二君） 小金丸益明議員。

○議長（豊坂 敏文君） 表彰状、竜崎市、小金丸益明殿。あたなは、市議会正副議長として 4 年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 9 6 回定期総会に当たり、今回、表彰規定によって表彰いたします。令和 2 年 5 月 2 7 日、全国市議会議長会会長野尻哲雄。

おめでとうございます。（拍手）

ここで、私から今回受賞されました小金丸益明議員へ、お祝いの言葉を申し上げます。

小金丸益明議員におかれましては、このたび全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献された御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。誠にありがとうございます。心よりお祝いを申し上げます。輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中で、二元代表制の一翼である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。このたびの栄誉を機に、この上とも御自愛くださいまして、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、お祝いの言葉といたします。

以上をもちまして、伝達式を終わります。

---

#### 日程第 4. 所信表明

○議長（豊坂 敏文君） 日程第 4、所信表明を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、令和 2 年竜崎市議会定例会 6 月会議の開催にあたり、今後の市政運営について所信の一端を申し述べます。

4月12日執行の壱岐市長選挙において、市民皆様の温かい御理解・御支援を賜り、引き続き、市政を担当させていただくこととなりました。改めて職責の重さを痛感するとともに、壱岐市の振興・発展のため、市政運営に邁進することへの決意に満ちております。

平成20年4月の市長就任以来、市政の主役は市民皆様であることを常に念頭に置き、対話を重ねながら市政運営にあたってまいりました。

4期目となるこの4年間は、将来にわたって持続可能な地域社会を目指し、子供や孫の世代、将来の壱岐市のあるべき姿を形づくる大変重要な時間になると認識しており、今回、私は「全ての産業振興に全力」「壱岐の未来へ必死」をスローガンとして掲げたところであります。市民皆様、議員各位とともに壱岐市の未来へ繋がる各取組を加速させていく所存ですので、一層の御理解と御協力、市政への参画をお願い申し上げます。

さて、令和2年春の叙勲が発表され、本市から2名の方が受章されました。

元箱崎漁業協同組合代表理事組合長の西寛様が水産業振興功勞として旭日双光章を、元郷ノ浦町収入役の古田早苗様が地方自治功勞として瑞宝双光章を受章されました。

また、令和2年4月1日付高齢者叙勲の地方自治功勞として、旧芦辺町議会議員の長山茂彌様が旭日単光章を、第34回危険業務従事者叙勲として、元壱岐市消防司令の倉本好秀様が瑞宝単光章を受章されております。

今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、この度の栄誉を心からお慶び申し上げます。

それでは、本日までの市政の重要事項等並びに所信の一端を申し述べます。

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、本年2月20日、福岡市中央区で感染者が出たことから、本市においても感染者が出ることは避けられないという認識を持ち、2月25日、私を本部長とする壱岐市感染症危機管理対策本部を立ち上げておりました。

こうした中、3月14日に本市において県内初となる一人目の感染者が確認され、一旦は封じ込めが出来たものの、その後、4月1日から5日にかけて感染者が相次ぎ、計6名の感染者が確認され、本市における感染者が県内での発生事例の半数を占めるという当時の状況は予想を超えるものでありました。

しかしながら、その後、感染者御本人は全て完治され、濃厚接触者の67名についても全て健康観察が終了し、本日まで新たな新型コロナウイルスの感染者は確認されておられません。

市民皆様には大変な御不便と御心配をおかけいたしましたでしたが、感染防止対策への市民皆様の御協力と、医療・福祉を中心とした関係者皆様の御尽力により、今回の事案の封じ込め、感染拡大を阻止することができたところであり、心からお礼と感謝を申し上げる次第であります。

なお、5月25日には、全国において緊急事態宣言が解除されましたが、感染リスクをゼロに

することはできません。市民皆様には、今一度、身近なところに感染の危険性があることを御理解いただき、3密の回避、手指消毒、マスク着用等、「新しい生活様式」の実践を強くお願い申し上げます。

「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」につきましては、2018年6月の選定から本年度で3年目を迎えます。これまで、2030年の本市のあるべき姿の実現に向けて、経済・社会・環境の各分野において様々な事業を展開いたしております。

本年度においても、スマート農業をはじめ、自動輸送の構想、環境教育等、多様な分野で専門的な知見を有する企業等との連携を進めるとともに、市民皆様と対話を続け、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない持続可能な地域社会の実現」を目指してまいります。

次に、**第3次吉野市総合計画の推進について**であります。総合計画は全ての計画の基本であり、地域づくりの最上位に位置付けられる計画として、本市が今後取り組もうとする「まちづくり」の方向性を示すものであります。

本年度から、5年間の計画として策定した第3次吉野市総合計画では、吉野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含し、併せてSDGs未来都市計画との整合を図った計画としており、「吉野、誇り」「我々が未来をつくる」「誰一人取り残さない。協働のまちづくり」をスローガンとし、人口減少や超高齢化社会、変化する社会情勢や多様な市民ニーズを総合的に踏まえ、その実現に取り組むとともに、まちづくりの課題解決に向けた取組を、市民皆様とともに一丸となって強力に推進してまいります。

まず、**基本目標1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる**についてでございますが、**農業の振興**について令和元年度においては、全国的な繁殖農家の高齢化や離農による子牛販売頭数の減少等を背景に、子牛価格は高値を維持しておりましたが、本市における昨年度の子牛平均価格は79万5,000円と前年度比2万9,000円の下落となり、子牛出荷頭数も4,001頭と前年度より69頭の減となったことから、畜産販売高全体では46億5,000万円と前年度比8,200万円の減となっております。

さらに、4月に開催された子牛市では、肥育農家の収益性が低下傾向であった中に、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、2月の平均価格と比較し、1頭当たり11万2,000円安の64万8,000円となっております。これまでの高値傾向から一転して、今後、低落傾向が予想された中で迎えた6月1日、2日の子牛市では、4月の平均価格と比較し、1頭当たり9,000円安の63万9,000円と、何とか踏みとどまることができたのではないかと考えているところであります。

また、肥育経営においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による国内外の需要減少により枝肉価格が低下し、肥育農家の経営が悪化しております。JA吉野市肥育部会の4月の1頭当

たりの枝肉単価が前年同月と比較し、21.9%、517円安の1,840円と大幅に下落し、厳しい経営内容となっております。

そのため、5月会議において、国の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業に加え、市単独の支援を決定し、市場価格が低落し、経営悪化が懸念される花き施設園芸農家に対しても同じく5月会議において、国の高収益作物次期作支援交付金に加え、市単独の支援を決定したところであります。

今後、全ての農産物への影響が懸念されますので、関係機関と連携し、国・県の緊急経済対策や支援制度を最大限活用しながら、農業施策に取り組んでまいります。

葉たばこについては、移植時の長雨と4月が低温の状況が続いたために、圃場によっては生育に不揃いが見受けられます。

水稻につきましては、令和元年産米で高温耐性品種への転換が進んでおり、「つや姫」「にこまる」「なつほのか」の占める割合は全体の約57%に達しております。

農業の持続的発展には、担い手対策が最重要課題であり、認定農業者の育成、新規就農者の確保、集落営農組織や集落営農法人の組織化支援に継続して取り組んでまいります。

本市の水産業を取り巻く環境は、漁獲の減少、魚価の低迷、生産コストの高止まり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など依然として厳しい状況が続いております。資源の減少や漁場環境の悪化等による全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、台風等の天候不良、燃油価格の上昇、磯焼けによる藻場の消失など漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

平成31年4月から令和2年3月までの市全体の漁獲量及び漁獲高は対前年比、漁獲量が6.9%減の2,560トン、漁獲高が13.1%減の22億9,900万円となっている状況を踏まえ、水産業の振興を図るため、引き続き様々な事業を展開してまいります。

まず、藻場の回復なしに水産振興はないことから、昨年度から実施している磯根資源回復促進事業に加え、磯焼け対策をさらに強化してまいります。これまではそれぞれの集落、漁協で実施されていた磯焼け対策の推進体制を一元化し、効果的に推進するため、漁協、県、市等で組織する壱岐市磯焼け対策協議会を設立し、取組を進めてまいります。

具体的な取組内容は、市民参加型による磯焼け対策イベントの開催、専従捕獲員を雇用したイスズミ捕獲、未利用の定置網活用によるイスズミ捕獲等を実施することとしており、所要の予算を計上いたしております。

その他、壱岐周辺海域で不足している母藻を各地域で共有しながら藻場の造成に取り組む母藻供給ネットワークの構築、県内初の取組として壱岐栽培センターと県総合水産試験場が連携して実施するホンダワラ系種苗の増殖実験、九州大学と共同で実施するムラサキウニのアスパラガス

残渣を餌とした陸上養殖実験等を進めております。

これまでの取組に加え、様々な方法・手段を取り入れるとともに県・大学等との連携強化を図ることで、一日も早い藻場回復を目指してまいります。

港湾整備につきましては、郷ノ浦港へのジェットfoil用浮棧橋の整備について、利用者が安心、安全に乗降できる施設整備を早期に図るため、令和3年度新規事業採択に向け、県及び関係団体等と調整を進めるとともに、全体的な駐車場等の再編について、郷ノ浦港整備促進委員会を設置し、具体的な検討を進めることといたしております。

勝本港黒瀬地区の埋立事業につきましては、令和元年度に国の新規事業採択を受け、現在、県により係留施設の調査・設計が進められております。背後地の埋立てについては市が実施する計画ではありますが、今後の埋立地の活用については、現在、地元関係者等で構成される勝本浦部活性化推進協議会で検討されております。

また、芦辺漁港整備については、ターミナル南側の砂置き場の郷ノ浦港鎌崎地区への移転を条件として、新浮棧橋等の整備によるターミナルビル一元化を計画し、条件整備等を進めてまいりましたが、今般、関係者皆様の御協力により移転先の整備が整いつつありますので、引き続き県等と協議を進め、早期整備に向けて取り組んでまいります。

次に、**商工業の振興**についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本市の商工業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。特に飲食店においては時短営業等を余儀なくされ、売上げは対前年比で5割以上減の事業者が多い状況となっております。

そのような中、緊急経済対策事業として、壱岐市飲食店・宿泊施設等事業継続支援金事業を実施し、昨日6月10日までに185社に対して6,717万8,000円の支援金を支出をいたしております。

また、市内消費喚起に向けたプレミアム商品券発行事業では、飲食限定の第1弾の商品券が発売から実日数6日間で完売したこともあり、用途を広げた第2弾の商品券を1か月前倒して6月1日から販売いたしました。4万5,000セットを販売予定としておりますけれども、6月10日時点で既に3万9,171セットの実績となっております。

経済対策事業は、急を要する時期には選択と集中を行い、短い期間で強力な策を講じることが肝要ですが、その後は持続的に効果的な事業を実施する必要があります。特に本市の基幹産業である壱岐焼酎につきましては、出荷量が、対前年比で7歳平均して約5割減少しており、今後、島内需要を高めるための施策を長崎県の事業を活用して実施いたします。

また、マスメディアを介した情報発信をはじめ、コロナ収束後は、総合計画に掲げる年間出荷量2,465キロリットルを達成すべく、壱岐市ふるさと商社等、関係機関と連携を図りながら国内外に向けた各種施策に取り組んでまいります。

次に、有人国境離島法の柱の1つである雇用機会拡充事業を積極的に活用し、雇用機会の増大を図ることによって、若者等の地元就職及び定着を推進してまいります。昨年度までに82件、169人の雇用が創出され、本年度採択事業は19件で、21人の雇用創出を予定いたしております。

企業誘致につきましては、昨年度、東京に本社を置く企業2社の立地が実現しております。インドのIT企業につきましては、本年4月に立地予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、立地時期が延びております。

本年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により新規の企業誘致は非常に厳しい状況にありますが、新規誘致だけでなく誘致後のアフターフォロー等、長崎県産業振興財団等の関係機関と連携を図りながら、現在、取り組めることに力を注ぎ、雇用機会拡充事業と併せて積極的に雇用の場の確保に努めてまいります。

**観光の振興について**でございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国境離島島民割引利用者を除いた九州郵船とORCの本年1月から4月までの乗降客数は13万9,485人、対前年比66.1%となっております。全国的な観光需要の激減は本市も例外ではなく、関連産業は過去に例のない甚大な損害を被っており、収束後の早期経済回復を図るため、あらゆる手段を用いて観光需要喚起対策を実施してまいります。

現在、経済対策第1弾として実施しております「島民限定宿泊・バスキャンペーン」につきましては、6月8日現在の実績として、宿泊利用603人泊、予約者数1,420人泊、合計2,023人泊、バス利用24件、予約件数100件、合計124件となっております。

島民限定宿泊キャンペーンについては、市民皆様の御支援によりまして既に目標の2,000人泊を超えております。この状況を受け、キャンペーン期間の終了を7月31日までとしておりましたけれども、6月30日までに予約受付を完了した7月31日宿泊分までを対象とすることに変更をいたしました。

また、島民限定バスツアーキャンペーンにつきましても大変好評であり、予算がなくなり次第終了といたします。市民皆様には、宿泊施設・バス会社支援に対する取組に御理解・御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

この5月会議で可決いただいた大手コンビニエンスストアで購入できるプレミアム宿泊券発行事業及び壱岐市応援旅行商品の造成・販売事業等については、5月28日の知事発表において、長崎県として6月19日から県外観光客の誘客を再開するとの方針を受け、本市においても県と同時にスタートすることで情報発信において相乗効果が生まれるものと判断し、6月19日の利用開始に向け、現在、関係事業者との調整を行っているところであり、国が打ち出しているGoToキャンペーンまで切れ目なく実施することで、本市への誘客拡大につなげてまいります。

一支国博物館につきましては、令和元年度の入館者数が10万880人、対前年比102.4%、平成25年度以来6年ぶりに年間入館者数が10万人を突破いたしました。

本年度につきましては、コロナ禍の影響による臨時休館もあり厳しいスタートとなりましたが、島全体の誘客拠点施設として、特別企画展をはじめ様々なイベントを開催するなど、来館者の満足度向上に努め集客に邁進してまいります。

壱岐イルカパーク&リゾートは、昨年4月25日のリニューアルオープンから体験プログラムやカフェメニューの充実など施設の魅力向上に努めた結果、令和元年度は3万3,691人、内島外から2万1,003人の御来園をいただき、目標の2万9,320人を上回っております。

昨年度は、飼育しておりますイルカ5頭のうち3頭が死亡し、市民皆様には大変御心配をおかけいたしましたけれども、5月19日、新たに2頭を導入いたしました。

今年度は、世界最先端の飼育管理技術を有するアメリカのドルフィンリサーチセンターや国内の専門学校・大学との連携を進めており、イルカファースト・イルカの命を守ることを最優先とした施設管理を行いつつ、触れ合い施設として、多くの方に笑顔と学びを提供できる施設を目指してまいります。

6月7日に開催を予定しておりました「第32回壱岐サイクルフェスティバル」については、出場される選手、大会スタッフやボランティア等の市民皆様の新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とするため、中止いたしました。

また、10月17日に開催予定の「神々の島壱岐ウルトラマラソン2020」については、第5回の記念大会として盛大に開催するよう準備を進めておりましたけれども、御協力いただくボランティア皆様の内、特に市内の中学生・高校生は、授業が遅れていること、当日は全国から多くのランナーが集まり感染リスクをゼロにする対策が厳しく、保護者の皆様が不安に思われるだろうこと、さらには、このような社会情勢の中、協賛をお願いすることも適当ではないと思われること等を考慮し、中止という苦渋の決断に至ったことを大会委員会にお諮りし、御了承いただいたところであります。

教育旅行の誘致については、本年受入予定の学校が28校ございましたけれども、5月から7月までに来島予定であった18校の内1校は予定どおり来島予定となっておりますけれども、6校が中止となり、残り11校が秋以降に延期となっております。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本年度、他地域で予定されていた修学旅行を本市へ変更される可能性もありますので、壱岐市観光連盟及び民間事業者等と連携し誘致に努めるとともに、次年度以降の誘致についても引き続き積極的に取り組んでまいります。

スポーツ合宿の誘致につきましては、バスケットボール女子日本リーグの「三菱電機コアラーズ」、「JX-ENEOSサンフラワーズ」の2チームが、5月に本市での強化合宿の予定でし

たが、いずれも中止となりました。

壱岐市東京事務所につきましては、予定どおり4月1日に開所したところではありますが、4月7日には緊急事態宣言が7都府県に発令されるなど都内における新型コロナウイルスの感染者数が劇的に増加した時期と重なったため、一旦、臨時閉所とし、県の方針に従って、6月19日から本格的に始動し、本市への誘客と物産販路開拓につなげるよう積極的な営業活動を展開してまいります。

今般のコロナ禍により、本市における観光産業の占める重要性が改めて浮き彫りになったものと捉えております。本年度は、国内では自粛ムードが漂い、外国人観光客も見込めない厳しい状況ではありますが、国県の動向を注視し、新型コロナウイルス感染拡大防止に細心の注意を払いつつ、一日も早く従来の経済活動を取り戻すため、観光振興施策に取り組んでまいります。

次に、**基本目標2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう**についてであります。本年3月に策定した第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画にのっとり、「結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう」という本市の目指す姿を基に、様々な施策の実現に取り組んでまいります。

教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保を目的として、平成31年4月、幼保連携型認定こども園・石田こども園を開園し、幼児教育・保育事業と併せて、子育て支援室を運営しております。今後、他の3町においても安定した幼児教育・保育の提供を目指して認定こども園の開園を推進してまいります。

壱岐の未来を創っていく子どもたちの健やかな育ち並びに仕事と子育ての両立を社会全体で支えるための環境づくりを目指し、全ての子どもたちが自分の能力や可能性を伸ばすことができるような地域社会の実現に向けて、市民皆様・関係団体・関係機関の連携を図り、取組を推進してまいります。

市内小・中学校については、新型コロナウイルス感染症予防対策のための臨時休業により、令和2年度の新学期の開始が遅れ、臨時休業措置により授業ができなかった日数は15日間となりました。このことにより、教育活動の遅れを取り戻すため、令和2年度の市内小・中学校の夏季休業日を短縮し、授業日を確保いたします。

通常、夏季休業日は7月21日から8月31日までの42日間ですが、8月8日から8月31日までの24日間に短縮し、1学期の終業式は8月7日、2学期の始業式は通常通り9月1日といたします。

なお、新たな授業日の教育活動については、学校給食の提供を基本とし、新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策を十分講じながら、児童生徒と教職員の健康管理に努めてまいります。

GIGAスクール構想とは、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人の特性に応じた教育

を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想です。

これは、これからの時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術活用が必須となることから、国が早期実現に向け積極的に推進しているものであり、全国の自治体はもとより、県内の各市町においても整備を進めております。

本市においても、国の構想に基づき、今後の学習活動において積極的にICTを活用するため、児童生徒に1人1台の端末や学校の通信環境の整備を行っていきたいと考えており、整備に係る経費及び活用方法等、調査を行うとともに財源の確保に努力してまいります。

また、学校での通信ネットワークの利用が壱岐市ケーブルテレビ施設の通信環境に大きな影響を与えることから、一般のインターネット利用者やテレワーク、誘致企業も安心して利用できるよう施設の改修、整備を進めてまいります。

平成30年5月10日、湯本地区公民館敷地裏で起きた、当時小学2年生男児が、石とともに落下した事故について、約2年にわたる長崎医療センター及び慶応大学病院での療養及びリハビリに取り組んだ結果、順調に回復し、現在は、ほぼ通常通りの学校生活、家庭生活を送っております。

これまでの入院通院費及び慰謝料等について、壱岐市が加入している保険会社との協議を経て、保護者様の御理解も得られたことから、今回、損害賠償の額の決定について議案を提出しております。

なお、損害賠償額については、全額保険対応となっております。

今後、このような事故が二度と発生しないよう、市の関係施設の安全管理徹底に努めてまいります。

次に、**基本目標3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる**についてでございますが、地域が抱える課題への対応や市民皆様が主体となったまちづくりを進めるため、小学校区を単位とした、まちづくり協議会設立の取組を進めておりますが、現在、三島、霞翠、箱崎、瀬戸、筒城の5地域でまちづくり協議会が設立されております。

また、渡良、沼津、志原、初山、勝本、鯨伏、八幡、那賀の8地域で幹事会や設立準備委員会が立ち上げられるとともに集落支援員を配置し、設立に向けた準備が進められているところであり、全18校区中、13校区での設立が見えてきております。

引き続き、市民皆様が主体となる協働のまちづくりを実現するため、まちづくり協議会設立に向けたより一層の取組を進めてまいります。

**健康づくりの推進**につきましては、市民皆様が、健やかで心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、壱岐市保健事業計画に基づき、各種健診、相談、健康教室等の充実を図っておりますが、今年度に入り、全国的に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、本市において

も、各種事業の実施について、延期や実施方法の変更を余儀なくされております。

このような状況の中、感染症予防対策を図るとともに、市民皆様の健康を確認できる場としての、特定健診及びがん検診を、壱岐医師会の御理解と御協力の下、7月から開始することといたします。

市民皆様におかれましては、十分な感染症予防対策を行いながら、健診をお受けいただき、健康管理に努めていただくようお願いいたします。

健康づくりは、御自身の健康状態を知り、生活習慣に気をつけて予防をしていくことが重要であり、市民皆様一人一人の自覚と実践に拠るところが大きく、行政としても引き続き支援を行ってまいります。

9月には子育て世代包括支援センターを、健康増進課内に設置する予定で準備を進めております。妊娠中から子育ての時期にかけて、お子様とその保護者様に寄り添いながら、切れ目ない支援を行ってまいります。

今後も市民皆様と行政が一体となった、市民協働での健康づくり活動を展開し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

**国民健康保険**については、制度の安定を図るため、平成30年度から県に財政運営責任等が移行され、市町は地域住民皆様と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担っております。

引き続き、国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、第2期国保データヘルス計画に基づき特定健診受診率の向上、特定保健指導の充実並びに重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスへの感染が確認された被保険者の方に対して、労務に服することができない期間、その生活の支援及び療養を促すことで感染拡大を防ぐことを目的とした傷病手当金の給付に係る壱岐市国民健康保険条例の一部改正及び予算について、今回、議案を提出をいたしております。

介護保険につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めているところであります。

新規事業として計画に盛り込まれている認知症対応型グループホームの施設整備につきましては、6月1日から事業が開始されたところであります。

また、本年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度となりますので、介護保険事業計画の進捗状況及び現状分析等に基づいた課題抽出などの総点検を実施するとともに、第8期計画の策定

に向けて準備を進めております。

後期高齢者医療制度については、平成20年度の制度発足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携の下、健全な事業運営と被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努めております。

保険料については、2年ごとに見直しを行うこととなっており、令和2・3年度における保険料につきましては、均等割額が、1,400円増の4万7,200円に、所得割率が0.31ポイント増の100分の8.98となり、賦課限度額につきましても62万円から64万円に引き上げられました。均等割額の軽減特例についても、世代間の公平の観点等から見直しがなされ、軽減対象範囲が拡大されております。

市税等の収入状況につきましては、令和元年度の市税の収入状況につきましては、現年度分は、調定額22億8,193万円に対し、収入額22億4,488万円、収納率は98.38%で、前年度を0.04ポイント下回りました。

滞納繰越分は、調定額2億3,518万円、収入額2,849万円、収納率12.12%で、前年度を1ポイント下回りました。

また、国民健康保険税については、現年度分が、調定額6億5,766万円に対し、収入額6億2,045万円、収納率は94.34%で、前年度を0.42ポイント下回りました。

滞納繰越分は、調定額2億4,658万円、収入額3,276万円、収納率は13.29%、前年度を1.35ポイント上回っております。

以上が、令和元年度市税等の収入決算額であります。

なお、新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方については、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税について、1年間徴収猶予を受けることができるようになっております。

市税等の徴収を取り巻く環境は一段と厳しい状況にありますが、今後も納税意識の高揚に努めるとともに、納税者皆様へのきめ細かい制度説明を行い、市民皆様の納税に対する御理解、御協力を賜りながら、市税等の収入確保に努めてまいります。

また、滞納繰越分の徴収対策については、納税相談の強化や県と市の連携・協働による滞納整理を徹底し、累積滞納額の縮減に向けて取り組んでまいります。

市行政の基幹財源である税の確保と公平・公正な税務行政の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりますので、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

壱岐葬斎場改築工事については、周辺地域皆様の御理解と御協力を賜り、現在地での建替えを進め、本年3月末に完成いたしました。地元から要望のありました施設のサブ名称・呼称を「ひなたの丘」と決定し、本年4月1日から供用開始をいたしております。

今年度、旧葬斎場の解体工事を行い、その後、駐車場及び植栽等の周辺環境整備を行うこととなりますので、引き続き駐車スペースが狭隘となり、市民皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解の上、乗り合せ等に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、**基本目標 4. 自然・歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている**についてでございます。

本市は、「循環型社会の構築」を政策に掲げ、その実現に向けて再生可能エネルギーの導入及び活用促進に取り組むこととしておりますが、これは、環境分野でのSDGsの達成や、昨年度発出した気候非常事態宣言における気候変動の危機的な状況を回避する方策とも方向性を一にするものであります。

再生可能エネルギーの導入促進に当たっては、市内の主要な民間団体等と協働して設立する予定の老岐市再生可能エネルギー導入促進期成会において、官民一体となって、全島的な機運の醸成に努めるとともに、今年度水素を活用した再生可能エネルギー導入拡大に向けた実証研究に取り組んでまいります。

国においては、平成31年4月に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法が施行され、洋上風力発電などの海洋再生可能エネルギーの導入促進に向けた法的な環境が整備されました。

昨年12月には、同法に基づいて、長崎県内の五島市沖の海域が国内初となる促進区域に指定されたところであります。

このような中、長崎県においては、昨年度から県内海域において、新たな促進区域の候補となる洋上風力発電の実施可能エリアを選定するためのゾーニング事業が実施されております。漁業への影響や自然環境への配慮などに細心の注意を払いながら、漁業者や地域住民の皆様十分に御理解いただくことを前提として、本市の海域における可能性について、長崎県とともに検討してまいります。

次に、**防災対策**でございますが、新型コロナウイルスにつきましては、潜伏期間が長く、無症状の感染者による感染の広まりが懸念される等の特徴があり、現時点で感染を防ぐワクチンや治療薬が開発されていないことから、これまでの感染症対策では対応し切れない状況にあります。

このため、市においては、新たな業務継続計画を策定し、感染等によって、市職員に出勤困難者が多数発生した場合においても、市民生活に必要な不可欠な行政サービスを維持できるよう対応してまいります。

また、自然災害の激甚化・多発化等、今までの常識を超える事象により、市民生活の安全、安心が脅かされていますが、自然災害等によって避難所を開設した場合についても、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを策定いたしております。

危機管理は行政の最大の責務を念頭に、あらゆる事象に対応できるように、緊急時の体制や行動計画等の整備、情報の収集と周知手段の充実、訓練の実施等、今後ともスピード感をもって対応してまいります。

次に、**消防・救急について**でございますけれども、5月末現在の災害発生状況は、火災発生件数9件、救急発生件数673件となっており、昨年同期と比較いたしますと、火災は7件、救急は49件の減となっております。

今後、気温の上昇とともに、熱中症による救急搬送の増加が危惧されますので、屋外での作業等の折には、こまめな水分補給を行っていただき、また、室温や湿度が高くなることで室内においても熱中症の恐れがありますので、エアコンや扇風機等を有効に活用し、体調管理には十分御注意されますようお願いをいたします。

これから本格的な梅雨時期に入りますが、今後も関係機関と十分連携を図り、災害対策に万全を期してまいりますので、市民皆様には、日頃の備え、避難場所の確認等、防災意識を高めていただくようお願い申し上げます。

次に、**基本目標5. 関係人口を増やし、吉岐への新しい人の流れをつくる**についてでございます。

本市において人口減少対策は喫緊の最重要課題であるため、移住相談のワンストップ窓口を設置し、UIターン者に対する移住支援や相談の受付を行っております。移住定住は、仕事や住まい、子育て、医療、教育といった幅広い分野の連携が特に求められるプロジェクトであります。

とりわけ、仕事について、平成29年4月から施行された有人国境離島法の柱の一つである雇用機会拡充事業により、3年間で82件の創業及び事業拡大が行われ、169人の雇用が創出されております。

これらの取組の結果、平成28年以前は転出入の差による社会減が200人を超えておりましたが、平成29年以降は半減し、令和元年では80人にまで抑制されております。

今後は、これまでの取組をさらに推進するとともに、本市の政策顧問である松田智生様が提唱されている「逆参勤交代」に取り組み、地方創生や働き方改革を目指し、関係人口の増加を図ることで、将来の移住者の増加につなげてまいります。

また、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス研究所と株式会社リクルートとの連携協定に基づき、高度人材育成を行う「吉岐なみらい研究所」については、研究員として参加する市職員を5名選定し、地域おこし企業人2名を含む7名で今月から始動いたします。

研究所では、本市の抱える地域課題に対して、それぞれが研究テーマを設定し、お互いに解決手法を学び合いながら、本市に新たな機軸を与えるような地域創生プロジェクトの開発を行ってまいります。

次に、基本目標6. 協働のまちづくりのもとで、効率的で質の高い行政運営が行われているにつきましても、まず、**持続可能な財政運営の推進**についてでございます。

平成26年度からの普通交付税合併算定替えの段階的縮減による特例措置が平成30年度をもって終了し、令和元年度までの6年間で年間約14億円の減額となっております。

これまで、人件費の削減や将来負担軽減のための年次的な地方債の繰上償還などにより、厳しい中においてもおおむね健全な財政運営を維持してまいりましたが、自主財源に乏しく、財源の大半を地方交付税等に依存している本市においては、今後さらに厳しい財政運営となることが予想されますので、時代の変化に柔軟に対応しながら、将来に過度の負担を残さないよう、優先順位を意識した効果的な事業の選択と集中を行っていく必要があります。

人口減少の進行による税収等の減少、少子高齢化等に伴う社会保障経費の増大、市有施設の老朽化対策など、今後の財政運営上の様々な課題に対し、中長期的に安定した財政運営を保持していくため、社会情勢や行政ニーズの変化を的確に捉えながら、費用対効果の検証を行い、常に行政コストを意識した施策を展開することで、持続可能な財政運営となるよう、事業の再編を図ってまいります。

ふるさと納税については、制度開始以来、毎年度増加を続けており、令和元年度は寄附件数1万3,257件、寄附額3億7,996万円で、対前年比9,338万円の増となっております。

令和元年6月の制度改正により、過度な返礼品が抑止されたことで、返礼品そのものの魅力に対して寄附をいただけるようになったものと考えており、今後は、既存の返礼品の魅力度向上を図りながら、新たな返礼品として、地元へ足を運んでもらうという観光的な側面を取り入れた体験型返礼品等を加え、さらなる寄附獲得に努めてまいります。

ふるさと納税は、本市にとって貴重な自主財源を確保できる制度であり、かつ、地場産業の活性化にも繋がる制度であるため、積極的な事業推進を図り、ふるさと納税の本来の目的である地域振興に繋げてまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

まず、**補正予算**でございますが、3月会議で可決いただいた令和2年度当初予算につきましても、市長選挙前の骨格予算であったため、本会議において政策的予算を含めた補正予算案を提出いたしております。その概要は、一般会計補正額4億1,500万円、各特別会計の補正総額498万3,000円となり、本定例会に提出した一般会計、各特別会計の補正額の合計は4億1,998万3,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は270億8,300万円、特別会計につきましても85億4,844万3,000円となっております。

本日提出した案件の概要は、条例の一部改正・廃止に係る案件7件、令和元年度予算の専決処

分の報告2件、予算の繰越計算書の報告3件、損害賠償の額の決定に係る案件1件、計画の策定・見直し2件、市道路線の認定・廃止2件、令和2年度予算案件2件、その他1件でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、市政運営に対する所信の一端について申し述べましたが、今後も様々な行政課題に誠心誠意対応しながら、財政の健全化に努め、誰一人取り残さない、協働のまちづくりに全力で取り組み、明日に希望の持てる持続可能な壱岐市の未来を皆様とともに築いてまいります。

市民皆様並びに議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、所信表明といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、所信表明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

**日程第5. 報告第4号～日程第24. 議案第48号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第4号から日程第24、議案第48号まで、以上20件を一括議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、上程いたしております報告並びに議案等につきましては、担当部長、課長に説明をさせますのでよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第4号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号専決処分書。地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定による専決処分でございます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億5,000万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

専決処分の主な内容といたしましては、地方譲与税及び地方消費税交付金、特別交付税等の交付決定並びに起債対象事業費の最終確定による事業費の調整と、それに伴う地方債の変更、また財源として計上しておりました基金繰入金につきまして、過疎地域自立促進特別事業基金、ふるさと応援基金など、充当事業の実績に合わせ補正を行ったものでございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正は、令和2年3月会議で議決いただいております8款消防費、壱岐市耐震性貯水槽設置工事及び9款教育費、箱崎小学校グラウンド改修工事につきまして、事業費の増額に伴い翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の限度額について増額するものでございます。

5から8ページにかけまして、第3表地方債補正について記載しております。

各起債対象事業費の確定により、起債の限度額をそれぞれの表に記載のとおり補正後の限度額を変更しております。

記載の方法、利率及び償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書により主な補正内容を御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

2款地方譲与税から6款地方消費税交付金まで、交付額の確定によりそれぞれ補正しております。

14から15ページをお開き願います。

8款自動車取得税交付金から11款交通安全対策特別交付金まで、交付額の確定によりそれぞ

れ補正しております。

16から17ページをお開き願います。

18款基金繰入金の補正で、財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出決算額の見込みから一般財源の調整がなされたことにより、最終的な取崩し額に合わせ、2億5,000万円を減額しております。

また、過疎地域自立促進特別事業基金で、漁業用燃油対策事業等の実績に合わせ、1億2,460万円を増額するほか、地域振興基金、ふるさと応援基金などにつきましても、充当事業の実績に合わせましてそれぞれ補正しております。

次に、21款1項市債の補正につきましても、起債対象事業費の精査に伴い、過疎対策事業、合併特例事業などにつきましても、それぞれ事業の実績に合わせた補正を行っております。

次に、歳出につきましては、別紙資料2の令和元年度3月31日専決補正予算概要で御説明いたします。

主に、起債対象事業費の確定による不用額の減額補正を行っております。

2から3ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、ふるさと応援寄附金は、3月末での寄附実績額が3億7,996万4,000円であり、ふるさと応援基金への積立金の不足分2,995万3,000円を増額しております。

次に、5款3項2目水産業振興費、栽培漁業振興基金積立金3,760万円の減額は、アワビ種苗売払収入の基金積立てを行わず、栽培センター管理費へ直接財源充当をしたことによるものでございます。

その他、起債対象事業費の確定による事業費の精査及びそれに伴う地方債基金繰入金等の充当財源につきまして調整を行っております。

8ページをお開き願います。

基金の状況の見込みにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、補正予算書の最後、28ページに地方債現在高の見込みに関する調書について記載しております。令和元年度末現在高見込額が281億2,121万円となっております。

以上で、令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について、専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 報告第5号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算

(第4号)の専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開き願います。

専決第4号専決処分書。地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,230万4,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

令和2年3月31日専決でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正におきましては、記載のとおりでございます。

5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきまして、73万4,000円を追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、2款1項1目介護サービス諸費につきまして、73万4,000円を追加いたしております。

主な専決処分の内容は、長崎県国保連合会に支払う介護サービス給付費の実績により、増額を行っております。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

[保健環境部長(崎川 敏春君) 降壇]

○議長(豊坂 敏文君) 松尾財政課長。

[財政課長(松尾 勝則君) 登壇]

○財政課長(松尾 勝則君) 報告第6号令和元年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので地方自治

法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容は、先に議決いただきました繰越明許費に、今回の専決処分に係る変更分を加えました総額10億5,131万2,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は10億1,798万5,560円でございます。

主なものは、道路橋梁新設改良事業、公営住宅等ストック総合改善事業、旧芦辺中学校校舎解体事業、農地及び農業用施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業などに要する経費で、事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、令和元年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 報告第7号について御説明いたします。

令和元年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について。令和元年度壱岐市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。

基幹施設改良設計費。郷ノ浦地区の浄水場施設遠隔監視装置整備及び給排水管敷設工事。石田低区排水管災害復旧工事で、この主な繰り越しの理由は、郷ノ浦浄水場前処理施設整備工事において、予定外の電気改良工事が必要となり、給水をするための工事を優先したこと、及び災害復旧工事において、仮設道路の敷地借り上げにおいて、地権者との協議に不測の日数を要したためです。

繰越明許費は、合計で1,140万400円でございます。

以上で、報告第7号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第8号令和元年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市一般会計予算に係る事故繰越し繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施

行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

令和元年度一般会計予算で、支出負担行為がなされたもののうち、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、年度内支出ができなかったものにつきまして、事故繰越として翌年度へ繰り越すものでございます。

事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳、繰越しの理由等、説明につきましては記載のとおりでございます。

以上で、令和元年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第34号長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、長崎県病院企業団の共同処理する事務から、居宅介護支援事業及び老人介護支援センター事業に関する事務を除き、長崎県病院企業団規約の一部を別紙のとおり変更することについて、次の長崎県、島原市、南島原市、雲仙市、五島市、新上五島町及び対馬市と協議をするものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、長崎県病院企業団の共同処理する事務及び規約の変更に関する協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるものでございます。

次のページをお開き願います。

変更される規約の改正案でございます。改正内容につきましては、資料1をご覧ください。

1ページに、新旧条文を載せておりますが、長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センターの在宅介護支援センターが行っている居宅介護支援事業、及び五島市から運営委託されている老人介護支援センター事業が、令和2年3月31日をもって廃止されたことにより、所要の改正を行うものであります。

また、規約の文言で介護保険法と合わない部分があるため、併せて変更を行うものであります。

以上で、議案第34号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第35号壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

第6条第2項中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、本法律の一部改正によりまして、法律の名称が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に変わり、併せて関係条項が新規の条の追加に伴い、条番号が第3条から第6条に繰り下がることに伴う改正でございます。

本内容は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出が行われた場合、第6条において、委員会は書面審理を行う場合、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるとなっており、その弁明書の提出については、紙ベースとともに壱岐市のシステムを利用したメール等での提出も可能である旨を規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第36号から議案38号まで続けて御説明申し上げます。

まず、議案第36号壱岐市税条例の一部改正について。壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市税条例の一部を改正する条例。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料の3ページから4ページに、第1条関係、5ページから6ページに第2条関係の新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照願います。

主な改正点としまして6項目ございます。

まず、第1条関係で4項目でございます。

1点目として、徴収の猶予制度の特例でございます。令和2年2月から、納期限までの一定の期間において、収入が大幅に減少した場合、具体的には前年同期比20%以上の減少の場合でございます。市税について、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収を猶予することができる特例を設けるものでございます。

2点目に、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置でございます。厳しい経営環境下にある中小事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を、減収の程度に応じて2分の1またはゼロとするものでございます。

3点目に、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う事業者等を支援するため、生産性向上を目的とした設備投資に対し、固定資産税軽減措置の適用期限を令和4年度までの2年間に限り延長するものでございます。

4点目に、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長でございます。軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

次に、第2条関係で2項目でございます。

5点目となりますが、中止等された文化芸術、スポーツイベントのチケット等払戻し請求権を放棄した場合に、寄附金控除の適用とし、個人住民税の税額控除の対象とするものでございます。

6点目として、市民税の住宅ローン控除の適用要件の弾力化として、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

以上のほか、条項の整理など所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の特例措置等による減収額については、国費で補填されることとなっております。

施行期日につきましては、附則のとおり、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第37号について御説明申し上げます。

議案第37号壱岐市手数料条例の一部改正について。壱岐市手数料条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料7ページから11ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照願います。

改正内容でございますが、本件につきましては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーの通知カードが令和2年5月25日をもって廃止されたため、本条例において通知カードの再発行手数料を規定する別表第1の10の項を削り、11の項以降を繰り上げるものでございます。

以上のほか、文言の整理など所要の改正を行うものでございます。

施行期日については、附則のとおり公布の日からでございます。

次に、議案第38号について御説明申し上げます。

議案第38号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料12ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照願います。

本件につきましては、本条例が参酌する国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援認定資格研修の受講機会の拡充が図られ、認定資格研修について都道府県知事及び指定都市の長に加えて、中核市の長も実施することができることとされたため、同内容を規定する本市条例第10条第3項を国の基準に準じて改正するものでございます。

施行期日については、附則のとおり公布の日からでございます。

以上で、議案第36号から議案第38号までの説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第39号から議案第41号につきまして、続けて説明させていただきます。

まず、議案第39号壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、長崎県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者などへの傷病手当金の支給に係る申請書の受付に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

改正案につきましては、記載のとおりであります。

改正内容は、支給申請書の受付事務を市町において実施する必要があるため、改正を行うものでございます。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行するものといたしております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

続きまして、議案第40号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者などに係る傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

改正案でございます。改正内容は、国民健康保険制度におきましては、様々な就業条件の被保険者が加入されていることを踏まえ、傷病手当金につきましては保険者が財政上余裕がある場合などに条例を制定し、支給することができる任意給付となっております。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大防止を図る観点から、労働者が感染または感染の疑いがある場合に休みやすい環境を整備することが重要であり、今回所要の改正を行い、支給を促すものでございます。

なお、支給に要した費用につきましては、全国の感染拡大防止の観点から、国が特例的な措置としまして財政支援を行うものでございます。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行するものといたしております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

続きまして、議案第41号壱岐市へき地診療所条例の廃止について御説明申し上げます。

壱岐市へき地診療所条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐市原島診療所の指定管理が終了し、閉所に伴い廃止するものでございます。

条例の廃止に至る理由について御説明申し上げます。

壱岐市へき地診療所条例は、市内の無医地区の住民の医療を確保し、住民の福祉、公衆衛生及び増進を図ることを目的に、平成23年12月1日に本条例を施行をいたしております。施行時は、大島に壱岐市三島診療所を設置し、翌年1月5日より市内医療法人へ指定管理により管理運営を委託し、大島、長島地区の住民へ週1回木曜日の診療を行ってまいったところであります。

また、平成26年6月6日から原島に壱岐市原島診療所を設置し、大島、長島地区の指定管理者が原島診療所の管理運営を受託し、週1回木曜日午前中に三島診療所、午後から原島診療所において診療を行ってまいったところでございます。

その後、三島診療所におきましては、住民への医療の質の向上を図るため、平成27年4月から指定管理から巡回診療による診療に移行することを理由に、平成27年3月31日をもって指定管理を終了し、翌年の4月1日付で三島診療所を廃止し、条例からも削除したところでございます。

今回、原島診療所におきましても、本年3月末をもって指定管理を終了し、4月1日付で診療所の運営を巡回診療に移行し、廃止となったところでございます。

なお、住民の医療受診などはこれまでと変更はございません。

以上のようなことから、壱岐市へき地診療所条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 議案第42号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出です。

提案理由は、損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、

議会の議決を経る必要があるものでございます。

1、損害賠償の相手方は、壱岐市勝本町の個人。

2、損害賠償の額、206万5,965円。内訳として、入院・通院費等121万3,515円。慰謝料として85万2,450円です。

3、損害賠償の理由は、平成30年5月10日午後5時15分頃、壱岐市湯本地区公民館敷地裏の積石の置物に登って遊んでいた当時小学2年生の男児が、石とともに落下し、その石の下敷きとなる事故が発生したものでございます。

児童は骨盤骨折の大けがを負いましたが、近隣住民皆様の適切で素早い対応で、事故発生から1時間後にはドクターヘリで長崎医療センターへ緊急搬送され、手術を受けております。

その後、約2年にわたる長崎医療センターでの療養及びリハビリ、また昨年2月に慶應義塾大学病院での尿管再建手術を受け、その後の定期的な検査でも順調に回復をしており、現在はほぼ通常どおりの学校生活及び家庭生活を送っています。

これまでの入院・通院費及び慰謝料等について、市が加入をしております保険会社との協議を経て、市の責任割合は50%となっており、保護者様の御理解も得ることができております。

なお、損害賠償金の全額が保険会社から直接支払われることとなりますので、一般会計補正予算への計上は行っておりません。

今後、このような事故が二度と発生しないよう、社会教育施設、文化体育施設、各学校及び市の関係施設の管理徹底に努めてまいります。

以上で、議案第42号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第43号壱岐市地域防災計画の修正について御説明を申し上げます。

災害対策基本法第42条の規定による壱岐市地域防災計画の修正について、壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐市地域防災計画の修正については、本計画の第1編第1節4に規定しておりますように、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、国・県の防災方針、市の情勢を勘案して、必要があると認めるときは計画の修正を行うものでございます。

今回の修正に当たっては、平成27年3月に修正した壱岐市地域防災計画本編及び壱岐市地域防災計画原子力災害対策編について、関係法令の改正や参照数値の変更、組織の改編等々がなさ

れているため、今回修正を行うものでございます。

経過といたしましては、令和2年2月25日に壱岐市防災会議を開催し、防災計画の修正内容について審議及び承認をいただいた上で、本修正案を市議会6月会議に上程させていただいた手順を踏んでおります。

それでは、主な修正箇所について説明をいたします。

議案の新旧対照表1ページをご覧ください。

左側の計画書ページ6の行になりますけれども、市が防災に関し処理すべき事務として、罹災証明書の交付事務を新たに記載しております。これは、従来からの市町村の自治事務として行われていた罹災証明書の交付が災害対策基本法第90条の2で、市町村長は遅滞なく被災者に対し罹災証明書を交付しなければならない旨が規定されたことによります。

同様に、新旧対照表9ページから12ページにおいて、災害対策本部及び支所対策部の所掌事務に記載しております、この中でも罹災証明、関係業務を明記しております。

次に、新旧対照表16ページをお願いいたします。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を新たに記載しております。これは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号の規定により、警戒区域内に要配慮者利用施設であって、利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、当該施設の名称及び所在地を記載することになったところでございます。

次に、飛びますが、52ページをお願いいたします。

計画書ページ317の行に福祉避難所を記載しております。これは、平成28年8月1日付で壱岐市社会福祉協議会と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定の締結によるものでございます。

次に、新旧対照表53ページをお願いします。土砂災害警戒区域を記載しております。

長崎県において、平成25年度より進められております土砂災害警戒区域の指定については、今年度中に壱岐全島の指定が終了する予定であります。現在までの指定箇所を記載をしております。

次に、原子力災害対策編の修正になりますが、本編と連続して記載しておりますので見づらくかと思いますが、原子力災害対策編の新旧対照表2ページをお願いいたします。

計画書ページ24に放射線防護対策施設を記載しております。原子力災害時の一時退避施設として、平成27年度から平成30年度に整備した三島地区の放射線防護対策施設を示しております。

その他、本編及び原子力災害対策編の変更箇所の大部分については、冒頭で述べましたように参照数値の変更、組織の改編、市の実情への対応等、資料編の修正も含め軽微な変更についても

同時に修正を行っております。

以上で、議案第43号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第44号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について御説明いたします。

武生水B辺地（変更）、志原A辺地（変更）、初山A辺地（変更）、勝本辺地（変更）、東可須辺地（変更）、国分辺地（変更）、印通寺辺地（変更）、武生水C辺地、新城辺地、箱崎本村辺地、江角辺地及び瀬戸浦辺地に係る総合整備計画に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、武生水B辺地ほか11辺地において、市道改良事業、消防車両購入事業等について、辺地対策事業債を活用するために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議決をいただいた後、辺地に係る総合整備計画を総務大臣へ提出することとなっております。

1ページから12ページは、各辺地の総合整備計画書で、各辺地の事業内容、事業費等を記載しております。

また、議案資料5に各事業の事業名、位置図、平面図、購入予定車両の写真等を添付しております。

以上で、議案第44号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第45号及び議案第46号を続けて御説明申し上げます。

議案第45号市道路線の認定について御説明いたします。

市道路線を別紙のとおり認定するものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市道として整備する必要があるため、市道路線の認定を行うものです。この路線の認定については、道路法第8条第2項の規定に基づいて提案するものでございます。

次のページには、認定路線の調書を記載しております。

次のページからは、路線の所在地及び延長などを記した図面を添付いたしております。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第46号について御説明いたします。

市道路線の廃止について、市道路線を別紙のとおり廃止するものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、廃道のため道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めらるものでございます。

次のページに、廃止路線調書を記載しております。

次のページからは、路線の位置図、平面図を添付いたしております。行き止まりなどにより、一般交通の用に供してなく、市道としての機能を有していないため廃止するものです。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

先ほど御説明しました、報告第7号令和元年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告についての、令和元年度壱岐市水道事業会計予算繰越計算書の説明欄の「不足」の漢字が誤っております。おわびを申し上げ、「不足」の「足」の字を「測る」の文字と訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第47号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270億8,300万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4から5ページをお開き願います。

第2表地方債補正、1、変更で、辺地対策事業債の限度額の増額及び過疎対策事業債の限度額の増額は、いずれも市単独の道路改良事業に充当しております。

次に、過疎対策事業債の限度額の増額は、過疎債ソフト事業分として、乳幼児等福祉医療費助成事業、地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業に充当しております。

次に、土木債の限度額の増額は、古城団地改修事業、新大久保団地新築事業ほか公営住宅建設事業債について増額充当しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。10から11ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税は、不足する一般財源について特別交付税で8,400万円を増額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、4月会議で議決いただきましたプレミアム商品券発行事業等、緊急経済対策の財源として充当しております国からの交付金につきまして、交付限度額に合わせ、今回1,771万1,000円を増額しております。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金は、国・県の補助事業内示に伴う事業として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金などで、総額で2,096万9,000円を追加しております。

また、8目災害復旧費県補助金、農地及び農業用施設災害復旧費補助金で、3月末に発生いたしました農地等災害12か所分の災害復旧事業費に対し、2,695万円を増額しております。

12から13ページをお開き願います。

20款4項3目雑入、コミュニティ助成金は、池田仲下公民館のコミュニティセンター建設のほか、自主防災組織の防災資機材の整備などに対し、自治総合センター助成金の交付決定を受け、総額で1,620万円を追加しております。

21款市債につきましては、第2表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出につきましては、別紙資料3の令和2年度6月補正予算案概要で説明いたします。

資料の2から3ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費、自動車教習車両購入費補助金は、彦根市自動車教習所の指定管理者が大型特殊免許の講習に使用する車両の購入に対し、その全額を補助するものとして1,100万円を計上しております。

次に、9目交通安全対策費、高齢者先進安全自動車購入費補助金は、国が実施するいわゆるサポカー購入補助金の交付対象者に対し、市がさらにその2分の1を追加補助するものとして48万円を計上しております。

次に、4から5ページをお開き願います。

3款1項4目国民健康保険事業費、直営診療施設勘定操出金は、3月末に閉所いたしました勝

本診療所のレントゲン装置を湯本診療所へ移設する費用として132万2,000円を計上しております。

次に、6から7ページをお開き願います。

5款1項3目農業振興費におきましては、農事組合法人や生産組合などが行う施設整備や機械導入に対し、国・県の30%から50%の補助を受けて支援する新構造改善加速化支援事業など3件の事業、合計で2,276万8,000円を計上しております。

次に、8から9ページをお開き願います。

5款3項1目水産業総務費、磯焼け対策協議会負担金は、イスズミ捕獲員の設置など各種磯焼け対策事業に取り組むため、各漁協と県、市が一体となって推進する協議会を設立し、藻場の早期回復を図るものとして3,650万円を追加しております。

次に、10から11ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費、しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業は、県内離島地域4市町が県と協定を締結し、生産者や事業者の生産拡大や雇用創出を図る目的で、県が実施する委託業務に対する負担金として500万円を計上しております。

次に、14から15ページをお開き願います。

10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、3月末の豪雨で被災しました農地及び農業用施設12か所の災害復旧事業に係る測量設計業務委託及び工事請負費、その他事務経費を含めまして、合計で5,401万3,000円を計上しております。

以上で、議案第47号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第48号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,310万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,071万9,000円とする。第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細でございます。

8ページから9ページをお開き願います。

歳入につきましては、4款1項1目保険給付費等交付金について、特別交付金366万1,000円を追加いたしております。

10ページから11ページをお開き願います。

歳出につきましては、2款6項1目傷病手当金につきまして、366万1,000円を追加いたしております。

続きまして、診療施設勘定について御説明を申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

15ページから17ページは、歳入歳出補正予算事項別明細でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳入につきましては、3款2項1目一般会計繰入金につきまして132万2,000円を追加いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項1目施設管理費について、勝本診療所の閉鎖に伴う費用といたしまして、委託料132万2,000円を追加いたしております。内容につきましては、浄化槽の維持管理費用並びに平成28年12月購入のレントゲン撮影装置の湯本診療所への移設費用でございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

---

### 日程第25、陳情第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第25、陳情第1号を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので説明に代えさせていただきます。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月15日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時14分散会

---